

第23期 第10回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成30年4月26日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 1 0 回定例農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 4 月 2 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 1 0 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	1 8 名
	事務局	次長
		係長
		主査

欠席者	農業委員	1 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 8 件

議案第 30 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について 1 件

第 3 報告第 22 号 農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について 1 件

報告第 23 号 農地の使用貸借解約通知について 1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成30年度第10回4月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日、11番〇〇委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号 2番 〇〇 〇〇 、5番 〇〇 〇〇 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第29号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1、2について関連がありますので、一括して事務局説明をお願いします。

1番

譲渡人 大阪府池田市 〇〇 〇〇さん

譲受人 双海町高野川 〇〇 〇〇さん

申請地 双海町上灘 字谷ノ西 畑 外7筆

譲受人の耕作面積 0㎡

申請理由 (譲渡人) 相続で農地を取得したが、遠方に在住で管理耕作が困難なため譲渡する。

(譲受人) 新規就農

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の作付作物	野菜、キウイ・オリーブ等
主な農機具の保有状況	自動耕耘機、農作業用自動車、ユンボ、1.5 tトラック等
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

続いて

2番

貸出人	双海町高野川	〇〇	〇〇さん
借受人	双海町高野川	〇〇	〇〇さん
申請地	双海町高野川	字新田原	田 外1筆
譲受人の耕作面積	0 m ²		
申請理由	(貸出人)	高齢により農地管理が困難のため、意欲的に農業に取り組みたい借受人の要望に応えたく賃貸する。	
	(借受人)	新規就農	
権利の種類	5年間の賃借権設定		
借受人の作付作物・農機具・労働力	1番議案に同じ		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

これらの制限事項について、1番の議案の一部農地は現況荒れた状態ですが、農地に再生する事業計画と工程表が提出されていますので、この計画が実行されることを前提として、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1、2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、ユニークな考えをもっていて、急傾斜地をうまく利用した作り方や加工

品等いろいろやってみようという感じです。事務局からも言っていただいたように、よろしく願いいたします。

〇〇委員

2番ですが、さきほど事務局から説明がありましたように、高野川の自宅の裏に隣接したところにあり、事務局説明のとおり問題ないと思いますのでよろしく願いします。

議長

今両名の方から補足説明がありました。実はこの農地は一部耕作放棄地を含んでいます。本来ですと耕作放棄地は所有者が農地に戻して原則それを貸付けるのが基本的な考え方です。所有者がこちらに住んでいないということで、そういうことが不可能な状況であり、譲受人が耕作放棄地を整理して農業をできる状態にするということで計画書を事務局へ提出していることを補足しまして、意見等はございませんか。

〇〇委員

耕作放棄地の農地はどこになりますか。

事務局

〇〇の4筆になります。

〇〇委員

どれぐらい荒れた状態ですか。

事務局

〇〇と〇〇は、以前は農地だったところが放置され雑木が生えている状態です。〇〇は杉が生えている状態です。〇〇は急傾斜地になりまして、竹や雑木が覆い茂っている状態です。

〇〇委員

事務局としては、ユンボを入れてやったら大丈夫ということですか

事務局

ユンボを持っているので、できるかなということですか。

〇〇委員

大阪に住んでいる方が農地に戻すのが不可能ということで、借りたり買う人が農地に

戻す考えということですが、大阪に住んでいようが、こっちに住んでいようが、そういう場面は今後もでてくると思います。そういうような意欲的な借り手や買い手がでてくるとスムーズにいくと感じました。

〇〇委員

やってもらえるなら結構な話ですが、口だけだったらいけない。面積は足して5反あるし、精一杯頑張ってもらって全部を農地に戻す気持ちでやってもらわなければ認めることはできないでしょう。

〇〇委員

急傾斜地はどれぐらいですか？

事務局

段畑にぎりぎりできるぐらいの傾斜です。

〇〇委員

何を植える予定なのですか？

事務局

オリーブもしくはクルミです。

〇〇委員

農地としての復旧はどれぐらいで計画していますか。

事務局

〇〇は3年以内、それ以外の農地は1年以内に開墾の事業計画を予定しているとのことです。

〇〇委員

あくまでも自己申告であって、その後の確認とか、期限過ぎた後の確認はありますか。

事務局

今回は売買の案件でございまして、一度許可がおりると売買が終わってしまいますので、法的に制限がかけづらくなります。過去の事例として農地法は現況が農地に対して初めて権利を確保するものですので、現況が農地でないものに関しては農地法の許可は範囲がおよばない。現況復旧というのは本来地権者が行うものですが、借受人が現況復

旧を着手施行済みの許可の事例は過去にありました。農地の復旧が前提です。その上で現況農地になったものに法の定めの中にある権利の異動を認めるということだったのですが、今回は本人さんの計画によって許可を求めてきていることで、このような事例はありません。一度所有権移転をすると約束の未履行があっても取り消しはできません。事務局としては、受けた案件については、あきらかに許可条件違反にあたるもの等を除きまして、審議に上がることはないのですが、今回は本人のたつての希望で、この場で意見を申し上げたうえで、農業委員さんから新規就農として認めていただきたいとのことで、議案審議のあり方、許可条件のあり方について皆様の見解をお聞かせいただきたいと思いますと考えております。

〇〇委員

もし、実際に管理ができない場合に、関係者が指導するとか対応されるのですか。極論ですが黙認することがあるのですか。

事務局

許可条件後の農地に関してはございません。しかし、その後の農地法の許可案件ができた場合は、約束の未履行として制限をかけられる可能性は残っていると思います。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、〇〇さんに新規就農の動機と今後の営農計画を発表していただきます。

新規就農者

農業をしたい理由は、自分がやっている仕事に木が使われていまして、資料にクルミ関係ありますが、木に実がなってそれを収穫する喜びを持ったのが始めです。松山から伊予市へ引っ越してきて、荒れた農地がすごくあるのを見て、そこを借りてから野菜を収穫する喜びがありました。荒れた農地を増やすのはよくないと思ひまして、荒れた農地を開拓して、植物を植えて収穫するのがきっかけです。数年前に荒れた農地が太陽光発電施設になったときに、農地を減らしてまで太陽光発電をする必要があるのかと思ひまして、食料自給率が低い日本で、農地が減るのが許せない気持ちが強くなり、一気に農業への気持ちが大きくなりました。

自分が就農することで農地が減るのを少しでも防ぐことができました。

農業で田舎に人を呼んで活性化したいという気持ちもありまして就農する気持ちがありました。

営農計画は、落花生を〇〇で考えています。

〇〇はブドウを植えて棚もあるので、2本の苗を植えてそのままブドウを栽培します。〇〇はキウイを植えようと考えています。キウイはちょっと知識がないので先輩方に教わりながらやっていきたいと思えます。〇〇は、ものすごく荒れています。道路際ですが笹がすごい状態です。現場は石垣がある状態で、笹を切って、クルミを植えていこうと思っています。鬼グルミ、樗クルミを植えます。〇〇に関しては、原状竹が多いですが、開墾してオリーブを植えてオイルを取ります。〇〇は現在みかんを作っていますのでそのまま柑橘系をします。計画は以上です。

議長

販売計画はどうか。

新規就農者

クルミ、オリーブに関しては、保存が利くので現金収入に関してはそれをベースにやっていきたい。クルミはナッツとして販売したい。2店舗の飲食店で使っていただくことになっています。オリーブはオイルとして販売したい。

日本全国で質のいいものを販売できたらいいと思っています。

〇〇委員

非常に意欲が高い方で申し分ないですし、放棄地を農地に戻していただけるのは、賛成ですが、どれぐらいの収入を見えていますか。

新規就農者

3年後に100万円でみていますが、クルミは600キロで20万から25万ぐらいです。オリーブも600キロを目指します。オイルをとって売っていきたいと思っています。30万円ぐらいを見えています。残りでいくらできるかですが、キウイは経験がないのでいくらできるかはわかりません。

荒れた農地を耕して里山に戻す気持ちがありまして、収穫量は実際やってみないとわかりませんが、開墾は約束を守ります。

〇〇委員

収入をあげるのに3年後ということですが、当面の生活はどうするのですか。

新規就農者

会社役員をしていますので、会社のことはある程度任せて農業に専念することができます。

〇〇委員

考えはわかりますが、今回の案件は特別であることを認識していますか。本来ならば地主が農地として売買するときは、荒れた農地ではないということです。

新規就農者

そもそも荒れている農地を開拓したいために農業を行いたいです。うちの会社には大阪から移住してきた社員がいて、双海町に引っ越してきて雇用を作っています。

〇〇委員

すばらしい考え方です。確認なのですが、3年間で間違いなく農地へ戻しますよね。そうは言っていたがちょっととなりますと困るのですが。

新規就農者

そういうことは、絶対ないです。現場もくまなく歩いて、確認しています。3年間のスパンで、チェーンソー等で切りながら植えていきます。

〇〇委員

りっぱな構想ですので、できることなら私たちも後押しをしてあげたいと思います。

〇〇委員

あなたの場合はどういう会社をもっているか知りませんが、会社での収入は結構あるのですか。食べていかななくてはいけませんから。

新規就農者

収入は結構では、ないです。生活はできています。妻と子供もいます。従業員は8人の会社です。その中に大阪から志をもった移住者がいます。

〇〇委員

今の日本の農業は衰退の一途で誰もが心配しております。私自身も縮小していかないと。今の話聞いて、刺激が必要だと思いました。頑張るって欲しいと思います。

議長

〇〇委員からもありましたとおり、本来は持ち主さんが農地に戻して、売買するのが基本ですが、そういう意味で、〇〇さんが買い取って自分でするのは、本来の方法ではありません。ですから3年以内の現収が核になったとうことで、そこを十分計画どうおりにやるということを確認していただきたいと思います。

新規就農者

はい。誓います。

<新規就農者退室>

議長

今説明がありましたが、皆様からご質問はありませんか。

〇〇委員

〇〇委員が言われるように意欲がある目を摘むことはいけないと思います。

〇〇委員

われわれが、後の生活を心配するより、一回は経験しないと前に進まないと思います。

議長

これが成功すると事例として耕作放棄地解消に結びつく可能性があります。

議長

その他にご意見がないようでしたら、
番号1、2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1、2につきまして原案のとおり承認いたします。
続いて番号3、4、5、6について関連がありますので、一括して事務局説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇	さん
譲受人	大平	〇〇	〇〇	さん
申請地	宮下	字幡塚	畑	
譲受人の耕作面積	0.00 m ²			
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 新規就農			
権利の種類	売買による所有権移転			
譲受人の作付予定作物	申請地では甘平を予定			
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、動力噴霧器等			
労働力	常時1人			
周辺農業経営への影響	特に支障なし			

続いて、

4番

貸出人	大平	〇〇	〇〇	さん
借受人	大平	〇〇	〇〇	さん
申請地	大平	字大南	畑	外1筆
借受人の耕作面積	0 m ²			
申請理由	(貸出人) 労力不足 (借受人) 新規就農			
権利の種類	10年間の賃借権設定			
借受人の作付予定作物	紅まどんなを継続栽培			
主な農機具・労働力	3番議案に同じ			
周辺農業経営への影響	特に支障なし			

続いて、

5番

貸出人	大平	〇〇	〇〇	さん
借受人	大平	〇〇	〇〇	さん
申請地	大平	字小野	畑	外1筆
借受人の耕作面積	0 m ²			
申請理由	(貸出人) 労力不足 (借受人) 新規就農			
権利の種類	10年間の使用賃借権設定			
借受人の作付予定作物	紅まどんなを継続栽培			
主な農機具・労働力	3番議案に同じ			

周辺農業経営への影響 特に支障なし

続いて、

6番

貸出人	八倉	〇〇	〇〇	さん
借受人	大平	〇〇	〇〇	さん
申請地	八倉	字柳原	畑	
借受人の耕作面積	0	m ²		
申請理由	(貸出人) 労力不足 (借受人) 新規就農			
権利の種類	10年間の使用貸借権設定			
借受人の作付予定作物	デコポンを継続栽培			
主な農機具・労働力	3番議案に同じ			
周辺農業経営への影響	特に支障なし			

なお、「3番」、「4番」、「5番」及び「6番」の議案の同時申請により、農地法第3条第2項各号、農地の権利移動の制限に関する事項いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号号3、4、5、6につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇 〇〇さんは営農が難しいので今回の売買になったということですが、譲受人さんは大平の人ですが、道路事情も大変いい場所でございます、園地条件もいい場所です。大いに作物を作っていただけたらと思います。

〇〇委員

〇〇 〇〇さんは、農業の新規就農支援事業をされていて、2年程研修され、国の助成金も受けられるそうです。農協が育て上げたので問題ないと思います。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

新規就農にいたる動機と、就農計画を発表していただきます。

新規就農者

何となく農業をしたかったのですが、今までは父に反対されていました。前職は〇〇に勤めていまして、体を壊して退職することになり、この歳でやるなら今だと思いJAで研修をすることになりました。研修をして果樹の面白さを知り、果樹一本でやりたいと思っています。

営農計画は、南山崎にハウス施設を集積して、南伊予では路地品種をやっていく目標です。今後は中山でもキウイをやってきてたいと思っています。

〇〇委員

今回の案件の中で、ほとんど貸借でしたが、宮下は売買でしたがどういった理由でしょうか。

新規就農者

所有者が高齢のため、買って欲しいとのことで購入することとなりました。

〇〇委員

施設はどれぐらい計画していますか。

新規就農者

今すぐにできるのは、1反2畝を予定しています。あとは新設を考えています。

〇〇委員

労力はどれぐらいですか。

新規就農者

私1人です。父が手伝ってくれると言ってくれています。

議長

今説明がありましたが、皆様からご質問はありませんか。

<新規就農者退室>

議長

番号3、4、5、6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3、4、5、6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3、4、5、6につきまして原案のとおり承認いたします。

続いて番号7、8、9、10について関連がありますので、一括して事務局説明をお願いいたします。

事務局

7番

貸出人	森 ○○ ○○ さん
借受人	森 ○○ ○○ さん
申請地	上吾川 字武之宮 田 外1筆
借受人の耕作面積	0.00 m ²
申請理由	(貸出人) 子への農地提供 (借受人) 新規就農
権利の種類	10年間の使用貸借権設定
借受人の作付予定作物	申請地では甘平を予定
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、動力噴霧器、簡易ハウス等
労働力	常時1人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

続いて、

8番

貸出人	森 ○○ ○○ さん
借受人	森 ○○ ○○ さん
申請地	上野 字砂留 田 外2筆
借受人の耕作面積	0.00 m ²
申請理由	(貸出人) 子への農地提供 (借受人) 新規就農
権利の種類	10年間の使用貸借権設定
借受人の作付予定作物	申請地ではブルーベリーを予定
主な農機具・労働力	7番議案に同じ

周辺農業経営への影響 特に支障なし

続いて、

9番

貸出人	森	〇〇	〇〇	さん
借受人	森	〇〇	〇〇	さん
申請地	上野	字砂留	田	外1筆
借受人の耕作面積	0 m ²			
申請理由	(貸出人) 子への農地提供 (借受人) 新規就農			
権利の種類	10年間の使用貸借権設定			
借受人の作付予定作物	申請地ではブルーベリーを予定			
主な農機具・労働力	7番議案に同じ			
周辺農業経営への影響	特に支障なし			

続いて

10番

貸出人	上野	〇〇	〇〇	さん
借受人	森	〇〇	〇〇	さん
申請地	上野	字長尾	畑	
借受人の耕作面積	0 m ²			
申請理由	(貸出人) 労力不足 (借受人) 新規就農			
権利の種類等	10年間の使用貸借権設定			
借受人の作付予定作物	申請地では紅まどんなを予定			
主な農機具・労働力	7番議案に同じ			
周辺農業経営への影響	特に支障なし			

なお、「7番」、「8番」、「9番」及び「10番」の議案の同時申請により、農地法第3条第2項各号、農地の権利移動の制限に関する事項いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号7、8、9、10につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、柑橘研修センターで2年間研修されていまして、今年の3月末まで研修をされていまして。事務局説明にありましたように、上吾川でカンペイを作られるということです。若い人ですので、これからの頑張りが楽しみでして、土地の方も親子の関係ですので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

〇〇委員

4月20日に人農地プラン上野農業を考える会で〇〇さんの新規就農について話し合いをいたしました。〇〇さんのお父さんの土地は遊休化しておりまして、今回息子さんブルーベリーを施設栽培され農地を活用するとのこと。〇〇さんの畑に関しては紅まどんなを施設栽培されるとのこと。〇〇さんが果樹をすることは皆さんが全員一致で賛同しました。今後も借りられるなら借り広げていきたいとのこと。

議長

それではここで本人さんに来ていただいておりますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

新規就農の動機、今後の営農計画について発表していただきたいと思ひます

新規就農者

動機は会社を辞めることがきっかけで、仕事を探していたときに、地元でやっていきたいと思ひていました。ずっと農業で地域の人たちとずっとやっていきたいという気持ちがあり、農業を選びました。

農業をやるにあたり、JAの新規就農研修で勉強させてもらひ、4月に就農することになりました。

営農計画は、施設のブルーベリーを2反、柑橘甘平を2反、マドンナを8畝作る予定です。

議長

ブルーベリーはハウスの中で栽培されるとのことですが、具体的な栽培計画を教えてください。

新規就農者

〇〇の補助金の申請がとおれば、今年の10月にハウスを建てて、そこからブルーベリーの苗を準備していく予定です。

〇〇委員

販売関係は〇〇さんを通してされるのですか。

新規就農者

はい。そのつもりです。

議長

今説明がありましたが、皆様からその他にご質問はありませんか。

<新規就農者退室>

議長

番号7、8、9、10につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7、8、9、10につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号7、8、9、10につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号11につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

11番

譲渡人	湊町	〇〇	〇〇	さん
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇	さん
申請地	中山町佐礼谷	田		
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足		
	(譲受人)	経営規模の拡大		
権利の種類	売買による所有権移転			
譲受人の作付作物	米・栗・野菜	(申請地では、稲作を継続)		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、耕耘機、農作業用自動車			

労働力 常時3人
周辺農業経営への影響 特に支障なし
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号11につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

今説明がありました〇〇さんは高齢ということで、非常に耕作が困難であるということで、誰か耕作をしてもらう人を探していました。〇〇さんは経営規模を拡大したいということで売買契約が成立したということです。立地条件のいい田でございますので、今後米の品質につきましてもいいものができると思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長

番号11につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号11につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号11につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号12につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

12番

譲渡人	松前町	〇〇	〇〇	さん
譲受人	上吾川	〇〇	〇〇	さん
申請地	上吾川	字西間	田	外3筆
譲受人の耕作面積	10,185	m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足		
	(譲受人)	経営規模の拡大		
権利の種類等	売買による	所有権移転		
譲受人の作付作物	米・枝豆・トマト・みかん	(申請地では、稲作を継続)		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農作業用自動車			

労働力 常時3人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます

議長

番号12につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは4筆あり、3筆は小作をされていました。譲り渡人のご主人が亡くなられていて、奥さんも体の調子の悪い子供がいるため営農もできず売買したいということです。〇〇さんは、働いている傍ら農業していますが、農業に熱心な方ですので、頑張っ

議長

番号12につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号12につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号12につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号13につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

13番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇	さん
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇	さん
申請地	双海町上灘	字七百田	田	外13筆
譲受人の耕作面積	0	m ²		
申請理由	(譲渡人) 相続で農地を取得したが、管理が困難になったため実母へ贈与する。 (譲受人) 譲渡人(実子)が、管理できなくなったため贈与により取得し経営規模を拡大。			
権利の種類等	贈与による所有権移転			

譲受人の作付作物 野菜、キウイ等を継続して耕作

主な農機具の保有状況 農作業用自動車

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

また、今回の案件は譲受人が農地の再取得になるため、新規就農にはあたらないと判断しています。

議長

番号13につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、〇〇さんの子供でして、でていっていないということで、〇〇さんの娘さんが戻ってくるということで、娘さんがお母さんと一緒に跡をついでやっていくとのことですので、よろしくをお願いします。

議長

番号13につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号13につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号13につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号13につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

14番

譲渡人 大平 〇〇 〇〇 さん

譲受人 大平 〇〇 〇〇 さん

申請地 大平 字四ツ松 畑

譲受人の耕作面積 〇〇㎡

申請理由 (貸出人) 労力不足

(借受人) 経営規模拡大

権利の種類等 贈与による所有権移転

譲受人の作付作物 米・キウイ・柑橘等
主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車等
労働力 常時3人
周辺農業経営への影響 特に支障なし
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号14につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この土地につきまして、40年前から譲受人の方が耕作していき、梅を植えている状態です。この土地は周辺墓地が隣接しており、ほっとくと荒れてしまうので引き続いて管理していただきたいということで贈与をするということです。問題ないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号14につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号14につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号14につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■議案第30号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

1番

申出人	双海町串	〇〇	〇〇	さん
土地所有者	双海町串	〇〇	〇〇	さん
申出地	双海町串字向イロ乙 畑			
転用目的	植林			

申出人は、高齢で後継者が不在であり、申出地は急傾斜地で作業性も悪いため、農地として利用していくことは困難であります。今後の管理のため山桜を植樹し山林として転用を行うため農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

以上の要件に適していることを確認したうえで、申出地は、双海町の〇〇集落東側の山間部に位置し、急傾斜面の10ha未満の農地の広がりが無い第2種農地と判断され、農地転用基準から判断して当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

議長

議案第30号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

昭和40年ごろのみかんの最盛期はこの周りはみかん畑でしたが、今は収益をあげている樹園地はありません。〇〇さんは歳でもあるし、キウイを5反作っていますが、それだけで、最近栽培放棄みたいな農地がありまして、周りにも影響がないところで植林するのは問題ないと思います。以上です。

議長

議案第30号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第30号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第30号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、 7 ページをお開きください。

■報告第24号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第24号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回4件の届出がありました。

1番

貸出人	米湊	〇〇	〇〇	さん
借受人	米湊	〇〇	〇〇	さん
届出地	米湊	字大角蔵	田	外1筆
解約事由	双方合意			
権利の種類等	農地法第3条 賃貸借権設定			

2番

貸出人	市場	〇〇	〇〇	さん
借受人	市場	〇〇	〇〇	さん
届出地	市場	字満守	田	外3筆
解約事由	双方合意			
権利の種類等	農地法第3条 賃貸借権設定			

3番

貸出人	松前町	〇〇	〇〇	さん
借受人	八倉	〇〇	〇〇	さん
届出地	八倉	字中窪	田	
解約事由	双方合意			
権利の種類等	農地法第3条 賃貸借権設定			

4番

貸出人	双海町高野川	〇〇	〇〇	さん
借受人	双海町高野川	〇〇	〇〇	さん
申請地	双海町高野川	字新田原	田	

解約事由 双方合意
権利の種類等 農地法第3条 賃貸借権設定

議長

報告第24号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

■報告第25号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第25号「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

貸出人 中村 ○○ ○○ さん
借受人 上唐川 ○○ ○○ さん
届出地 中村 字八幡 畑
解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 使用貸借権設定

2番

貸出人 上吾川 ○○ ○○ さん
借受人 松前町 (有) ○○ ○○
届出地 上吾川 字十合 畑
解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 使用貸借権設定

議長

報告第25号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

研修会及び意見交換会について事務局より説明有

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成30年5月24日(木)午後3時00分 ウェルピア伊予
を開催予定としております。

以上で、第10回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第10回4月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 3時 12分 閉会)